

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2018年11月15日

**【会社名】** フィンテック グローバル株式会社

**【英訳名】** FinTech Global Incorporated

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 玉井 信光

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階

**【電話番号】** 03-6456-4600

**【事務連絡者氏名】** 取締役 上席執行役員 千田 高

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階

**【電話番号】** 03-6456-4600

**【事務連絡者氏名】** 取締役 上席執行役員 千田 高

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

**【届出の対象とした募集金額】** 第19回新株予約権  
その他の者に対する割当 9,750,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
1,779,750,000円

(注) 行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2018年11月15日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

<訂正前>

|         |  |
|---------|--|
| 発行数     | 150,000個(新株予約権1個につき100株)   |
| 発行価額の総額 | 9,750,000円<br>(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、本新株予約権1個当たりの発行価額に150,000を乗じた金額とする。)   |
| 発行価格    | 新株予約権1個につき65円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.65円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2018年11月15日から2018年11月19日までのいずれの日(以下「条件決定日」という。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が65円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。 |
| 申込手数料   | 該当事項なし   |
| 申込単位    | 1個   |
| 申込期間    | 2018年12月3日(月)  |
| 申込証拠金   | 該当事項なし   |
| 申込取扱場所  | フィンテック グローバル株式会社 事業統括部   |
| 払込期日    | 2018年12月4日(火)  |
| 割当日     | 2018年12月4日(火)  |
| 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 神谷町支店  |

(注) 1 . フィンテック グローバル株式会社第19回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2018年11月8日(木)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 150,000個(新株予約権 1 個につき100株)                  |
| 発行価額の総額 | 9,750,000円                                  |
| 発行価格    | 新株予約権 1 個につき65円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.65円) |
| 申込手数料   | 該当事項なし                                      |
| 申込単位    | 1 個   |
| 申込期間    | 2018年12月 3 日(月)                             |
| 申込証拠金   | 該当事項なし                                      |
| 申込取扱場所  | フィンテック グローバル株式会社 事業統括部                      |
| 払込期日    | 2018年12月 4 日(火)                             |
| 割当日     | 2018年12月 4 日(火)                             |
| 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 神谷町支店                             |

(注) 1. フィンテック グローバル株式会社第19回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2018年11月 8 日(木)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び2018年11月15日(木)(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

## &lt;訂正前&gt;

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準<br/>2018年12月5日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度<br/>払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限<br/>下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の50%に相当する金額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 交付株式数の上限<br/>15,000,000株(発行済株式総数に対する割合は8.1%(小数点以下第2位を四捨五入))</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限<br/>1,269,750,000円(発行決議日の直前取引日の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの金額である。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol> |
|--------------------------|---|

(中略)

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</li> <li>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</li> </ol> </li> </ol> |
|----------------|--|

(中略)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>2,529,750,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注)行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p> |
|---------------------------------|--|

(中略)

(注) 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」といいます。)を2018年12月5日から2020年12月4日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

(中略)

- ・本新株予約権の行使価額は、当初は条件決定基準株価に設定されますが、2018年12月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されますので、修正後の行使価額がかかる下限行使価額を下回ることはありません。

(中略)

(2) 資金調達の方法を選択した理由

本新株予約権の主な特徴

(中略)

( ) 下限行使価額が条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されること

- ・当社の資金需要の動向に応じて行使の停止が可能なこと  
上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、当社の資金需要の動向に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができます。
- ・資本政策の柔軟性が確保されていること  
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができます。資本政策の柔軟性を確保できます。

本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・本新株予約権の下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されており、株価水準によっては本新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準<br/>2018年12月5日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度<br/>払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限<br/>下限行使価額は、59円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限<br/>15,000,000株(発行済株式総数に対する割合は8.1%(小数点以下第2位を四捨五入))</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限<br/>894,750,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p> |
|--------------------------|---|

(中略)

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、118円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p> |
|----------------|--|

(中略)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>1,779,750,000円</p> <p>(注)行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p> |
|---------------------------------|--|

(中略)

(注) 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」といいます。)を2018年12月5日から2020年12月4日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

(中略)

- ・本新株予約権の行使価額は、当初は118円に設定されますが、2018年12月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は59円に設定されますので、修正後の行使価額がかかる下限行使価額を下回ることはありません。

(中略)

(2) 資金調達の方法を選択した理由

本新株予約権の主な特徴

(中略)

( ) 下限行使価額が59円に設定されること

- ・当社の資金需要の動向に応じて行使の停止が可能なこと  
上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、当社の資金需要の動向に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること。
- ・資本政策の柔軟性が確保されていること  
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・本新株予約権の下限行使価額は59円に設定されており、株価水準によっては本新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。

(後略)



## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

&lt;訂正前&gt;

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,529,750,000 | 20,400,000   | 2,509,350,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(9,750,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(2,520,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した仮定の金額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、発行決議日の直前取引日における終値を当初行使価額であると仮定し、かかる仮定の当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

&lt;訂正後&gt;

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,779,750,000 | 20,400,000   | 1,759,350,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(9,750,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1,770,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

## (2) 【手取金の使途】

&lt; 訂正前 &gt;

| 具体的な使途                           | 金額(百万円) | 支出予定時期           |
|----------------------------------|---------|------------------|
| 不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得 | 1,500   | 2018年12月～2019年9月 |
| 新たな投資商品組成及びM & A 対応              | 1,009   | 2018年12月～2020年9月 |

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得

(中略)

この不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)の取得に、1,500百万円を充当する予定です。なお、不動産取得にあたっては、資金効率性を勘案し、金融機関借入も併せて資金を充当する予定です。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

| 具体的な使途                           | 金額(百万円) | 支出予定時期           |
|----------------------------------|---------|------------------|
| 不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得 | 1,050   | 2018年12月～2019年9月 |
| 新たな投資商品組成及びM & A 対応              | 709     | 2018年12月～2020年9月 |

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得

(中略)

この不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)の取得に、1,050百万円を充当する予定です。なお、不動産取得にあたっては、資金効率性を勘案し、金融機関借入も併せて資金を充当する予定です。

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2018年9月期決算短信、2018年9月期連結業績予想と実績値との差異、及びメッツァ開業記念株主優待の実施に関するお知らせを公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の評価を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社(代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階。以下「トラスティーズ・アドバイザリー」といいます。)に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザリーと当社及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間には、重要な利害関係はありません。

トラスティーズ・アドバイザリーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(割当先はコミットメント条項及び任意行使により株価が一定の条件の場合には速やかに行使すること、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先は行使後に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに売却を実施し、その場合には取引コストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザリーが上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額65円を参考として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を同額である金65円としました。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役3名全員(全て社外監査役)も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、2018年9月期決算短信、2018年9月期連結業績予想と実績値との差異、及びメッツァ開業記念株主優待の実施に関するお知らせを公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の評価を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社(代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階。以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。)に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーと当社及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間には、重要な利害関係はありません。

トラスティーズ・アドバイザーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(割当先はコミットメント条項及び任意行使により株価が一定の条件の場合には速やかに行使すること、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先は行使後に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに売却を実施し、その場合には取引コストが発生すること等を含みます。)を置き両時点における本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額65円を参考として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を同額である金65円としました。

また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(2018年11月15日)を条件決定日としたところ、本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、60円と算定され、当社はこれを参考として本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金60円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を金65円と決定しました。

当社監査役3名全員(全て社外監査役)も、トラスティーズ・アドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、トラスティーズ・アドバイザーによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してトラスティーズ・アドバイザーから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はトラスティーズ・アドバイザーによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。